

令和2年度特例対応

資格取得期限の延長について《必ずご確認ください!!》

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、補助条件の見直しを行い、令和2年度の特例として、以下のとおり資格取得期限を延長いたします。

計画的な人材育成とキャリアアップ環境の整備について、この機会にぜひご検討ください。

※従前どおり、以下の期限よりも前倒しで資格取得した場合も、その他の補助条件を満たせば、資格取得後も最大5年間の補助対象期間満了まで補助対象となります。

《見直し前：従前の補助条件》

補助対象期間の開始月から、

1年以内に介護職員初任者研修を修了

3年以内に実務者研修を修了

4年目及び5年目に介護福祉士試験を受験（合否は問わない）すること。

見直し

《見直し後：令和2年度の補助条件》

補助対象期間の開始月から、

2年以内に介護職員初任者研修を修了

4年以内に実務者研修を修了

5年目に介護福祉士試験を受験（合否は問わない）すること。

※平成31年度以前からの継続対象者に関する補助条件の見直しについては、上記と一部異なりますので、東京都福祉保健財団ホームページをご確認ください。

参考例（見直し後）：令和2年10月から補助対象として申請する職員

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度 (2020年度)							補助 開始			1年目		
令和3年度 (2021年度)			1年目							2年目		
令和4年度 (2022年度)			2年目							3年目		
令和5年度 (2023年度)			3年目							4年目		
令和6年度 (2024年度)			4年目							5年目	受験	
令和7年度 (2025年度)			5年目							5年目に介護福祉士試験を受験		